



# TPP「ルール作りに参加」のウソ —すべてはアメリカ議会が決めている

岩月浩二

## オバマ大統領は無権代理人

マスコミは決して触れないが、法律的に明らかなきところがある。オバマ大統領はTPP交渉に関する何の権限も持っていない、無権代理人だということだ。だから、日米共同声明で大統領がした約束などは、アメリカ議会は無視してもまったく問題がないのだ。アメリカ合衆国憲法は、他国との通商(交易)に関する規制を議会の専権事項としている。大統領には権限がない。だから大統領がTPPのような交易に関する協定を他国と結ぶには、議会から法律によって権限を授けてもらう必要がある。

ところがこの権限を授ける「貿易促進権限法」は、二〇〇七年七月一日に効力を失っている。以来、大統領

規定している。この法律が効力を失ったのは、アメリカ議会がその内容に不満があったために過半数の支持を得ることができなくなったからだ。だから、この貿易促進権限法が定める内容は、TPPの最低限の内容だと見てよい。否、むしろこの内容では満足できないのだから、TPPはこれよりいっそう厳しいものになるのは必至だ。

ひとまず失効した貿易促進権限法を見てみると、ア

領は無権代理人になっている。それなのに、オバマは二〇〇九年にはTPP構想を打ち上げ、TPP交渉をリードしている。異常な事態だ。これには専門の学者すら「前例がない」と危惧の念を表している。

だから、日米首脳会談や日米共同声明をもてはやしてTPP参加表明にだれれ込むお先棒を担いだマスコミはまともではない。マスコミがオバマが無権代理人だと知らないわけではない。アメリカの憲法に書いてあるごく初歩的な事柄なのだから。マスコミは正確な情報をすべて隠そうと見ていると見てよい。

## 大統領を操る「貿易促進権限法」

大統領に通商協定の権限を与えていた貿易促進権限法は、大統領が締結すべき通商協定の条件を事細かに

アメリカが何を求めているかがよくわかる。一言でいえば、アメリカの国益追求一色である。貿易を促進する第一の目的を「アメリカの輸出を損なう関税や非関税障壁、政策や慣行の削減・撤廃」と規定している。あからさまな自国中心主義的目標だ。この法律は各分野で詳細に大統領に条件を突き付けている。これを守らずに大統領が協定を締結すれば、直ちに憲法違反になる。

## ▼「聖域なき関税撤廃ではない」は大ウソ

まず、この法律にある農産物分野の要求はこうだ。

①「アメリカが海外農産物に与えているのと同等の待遇をアメリカの農産物に与えること」②「著しく高い関税は軽減・撤廃させること」③「その水準は、アメリカの関税と同等またはそれ以下とすること」となっている。今日日本は、米には三四一円/kgの関税を課している。対するアメリカの関税は一・四セント(一円三六銭)/kg。これより関税を下げることにすれば、関税はないに等しい状態となる。そうすると、海外産の米は五〇円/kg程度の安価で流入することになる。太刀打ちしようとするのはおよそ無理な算段だ。

さらにこの法律は念入りに、④「助成金などでアメリカの輸出を阻害するような制度は許さない」と規定している。日本の米は壊滅的な被害を受けることが避けられない。一方でこの法律は自国の農産物は守ることも宣言している。⑤「アメリカの輸入農産物については、国内農業を守るために議会と緊密な協議をして、関税の引き下げには猶予期間を設けること」となっている。

聖域なき関税撤廃ではないとの感触を持ったと安倍首相は胸を張ったが、アメリカ議会がオバマに突き付ける条件を見れば、無権代理人のオバマの言うことは、まったく当てにならない。

#### ▼食の安全・安心は明らかに守れない

この法律には「バイオテクノロジーに影響するラベリング（表示義務）のような不当な貿易制限は撤廃させる」ともある。つまり、遺伝子組み換え食品など安全性が確認されていない場合でも、それに対する表示義務は許さないということだ。これはモンサントの要求ではない。アメリカ議会が決めた大統領に突き付ける公式な方針である。

この法律はさらに「科学的な根拠に基づかない、不  
BSE牛に関して科学的根拠が示されて、輸入規制をしようとしても、アメリカだけを対象にするものであれば、アメリカにとってそれが差別的な結果を招くとされ、「偽装の貿易障壁」として許さないということだ。

#### ▼「憲法を捨てよ。アメリカ法に従え」

貿易促進権限法はさらに恐ろしい要求もしている。「アメリカの資本に、アメリカの法理及び慣行にしたがった公正・衡平な待遇を保障しろ」というのだ。経済連携協定には、外国投資家に対する「公正・衡平待遇義務」が定められるのが通常だ。当然、TPPにも盛り込まれる。これは抽象的な規定で、通常は国際慣習にしたがった最低限の待遇をすることを意味する。ところが、これをアメリカの法律や裁判例、慣行に置き換えるというのだ。

また、「アメリカ法理及び慣行に基づく収用と保障の原則を採用しろ」というものもある。アメリカ法理の「収用」の中には、「間接収用」というものを含んでいる。「間接収用」とは財産権に対する規制を意味する。たとえば、資産などが接収されたり、物理的な損害を受けていない場合でも、現地国政府の法律や規制

当な一般衛生上、植物衛生上の措置は撤廃させる」と規定している。科学的根拠に基づかないとは「有害だ」という科学的根拠がない」という意味だ。私たちは、できれば「科学的な安全が証明された食物」を食べたいと思う。ところがアメリカの方針は、規制をするのであれば、規制する側が「有害である科学的根拠を示せ」と言っているのだ。健康への影響が懸念されるような食品は輸入しないという「予防」的な措置は許されないのだ。

アメリカの米には日本の基準の六〇倍から八〇倍もの殺虫剤が使用されているという。日本の残留農薬の基準を満たさないだろう。しかし、有害だという科学的な証拠がなければ、そのような食の安全・安心を守るような措置は撤廃しろと要求している。

BSE牛の流入を防ぐための輸入牛の月齢規制をアメリカが厳しく攻撃しているのも、アメリカにすれば「科学的根拠がない」からだ。健康を守るために「予防原則」に基づいて、国民の食の安全・安心を守ることはできなくなる。

この法律は、さらに抜け道をふさぐために「労働・環境・健康・安全に関わる慣行が偽装した貿易障壁にならないようにすること」という条項まである。仮にのせいで外資系企業の営利活動が制約された場合、損害賠償が請求できるというものだ。

日本国憲法は「収用」に対する補償は定めているが、「間接収用」は定めていない。したがって日本には「間接収用」という考え方は存在しない。日本国憲法の下では、財産権に対する規制に合理性が認められれば、補償義務は発生しない。

ところがアメリカでは、新たな財産権規制はすべて「間接収用」に当たる可能性があり、補償をしななければならない場合があるというのだ。これは日本国憲法の財産権の考え方を根底から覆ってしまうほど重大な問題だ。アメリカ議会は、日本の財産権に関する法規制をすべて、アメリカ法に置き換えよと要求しているのに等しい。

つまりTPPは、日本をアメリカの植民地にするという企てだ。亡国という言葉は、決して大げさではない。アメリカの法律に堂々と書いてあるのだから。そして、「TPP交渉に参加して『ルール作り』に加わる」等というマスコミの主張はデマだ。すべてはアメリカ議会が決めるのだから。

(愛知県弁護士会司法問題対策委員会TPP部会長)